

2021年9月10日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番4号
A b a l a n c e 株式会社
代表取締役社長 光 行 康 明

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避け、株主の皆様の安全と健康を最優先する観点から、本総会につきましては、事前に議決権を書面（郵送）にてご行使賜り、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

当日のご出席に替え、議決権の書面（郵送）による行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年9月28日（火曜日）午後1時 |
| 2. 場 所 | 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート29階「ライトハウス」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第22期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類の
内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.abalance.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集通知には添付いたしておりません。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

また、本総会の結果につきましては、決議通知の発送を取り止め、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、皆様の安全を第一に考え、時間の短縮や座席の間隔を広くとるなど、例年よりも縮小した規模での開催とさせていただきます。

また、当日は感染症予防の観点から、議長及び業務執行取締役ならびに監査等委員会議長以外の役員につき、出席を見送らせていただきます。

本定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間及び規模を最小化する観点から、当日議場における報告事項(含監査報告)及び議案の詳細な説明、本目的事項に直接関係のないご質問への対応は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①当連結会計年度における経営成績

再生可能エネルギー市場では、地球温暖化抑制に係る2015年12月採択のパリ協定²¹等を契機に、気候変動サミット、G7首脳会議等の国際会議において主要テーマの一つになるなど、世界的に脱炭素化の機運が高まりを見せています。金融市場でも、ESG投資の動きが拡大しており、持続可能な開発目標（SDGs²²）との両輪で、RE100に加盟する企業の増加、自社用の再生可能エネルギーの安価な調達のために遠隔発電施設を購入し自己託送を目指す企業の増加など、自然環境に配慮したクリーンなエネルギーを志向する企業が支持を集めています。

国内では、2050年カーボンニュートラル²³宣言に続き、30年度の温暖化ガス排出を13年度比で46%削減する政府目標が示されました。本年5月には、官民一体となった気候変動対策を促す改正地球温暖化対策推進法が成立するなど、地球環境にやさしいグリーンエネルギー由来の電力需要は今後も高まっていくことが推測されます。

当社グループでは、2030年までに国内・海外を合わせて保有発電容量1GW（原発1基分相当規模）を目標に、再生可能エネルギー分野の中核的グローバル企業を目指しています。これを達成するため、当連結会計年度においては、花畑太陽光発電所の一部区画、角田市太陽光発電所、及び福島市大波太陽光発電所などが系統連系し売電を開始するなど、発電所の自社保有化によるストック型ビジネスを推進しました。

太陽光パネル製造事業においては、グローバルなサプライチェーン体制を確立し、太陽光パネルメーカーとして一層の競争力を強化するため、当社子会社のWWB株式会社が持分法適用関連会社のFUJI SOLAR株式会社の株式を追加取得し、ベトナムのパネル製造販売企業であるVietnam Sunergy Joint Stock Company（以下、「VSUN社」という。）の株式の間接取得により、FUJI SOLAR株式会社を連結子会社

化、VSUN社を特定子会社化のうえ、当第2四半期の期首からVSUN社を新規連結しております。2021年5月以降、ベトナム現地における新型コロナウイルス感染症拡大の傾向が生じ、ベトナム国政府及び地方行政当局による外出自粛令などの拡散防止策が市区町村単位で発出され、工場稼働や製品出荷に一部影響が生じましたが、当社グループとして、当該影響による売上・利益の減少を最小限に食い止める継続的なサポートや対策を講じてまいりました。これにより、現地コロナ禍に伴う企業活動の制限を受けながらも、当社グループの連結経営成績に対する大幅な業績寄与となりました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は26,901百万円(前期比302.8%増)、営業利益は1,361百万円(前期比276.5%増)、経常利益は1,269百万円(前期比315.6%増)、及び親会社株主に帰属する当期純利益は537百万円(前期比154.4%増)となりました。

セグメント毎の経営成績については、次の通りです。当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しているため、当連結会計期間における比較・分析は、変更後の区分に基づいておりますが、太陽光パネル製造事業については、当第2四半期連結会計期間からの新規セグメントであります。

1. グリーンエネルギー事業

近年、当社グループでは、地域における電力供給のもと、安定収益確保のため、WWB株式会社、株式会社パローズを中心に、太陽光発電所の販売は継続しつつ、電力の安定供給を目指し発電所の自社保有化を進めてまいります。従前より、宮之浦太陽光発電所、湖西市太田ソーラーパーク、高梁太陽光発電所、勝間太陽光発電所、風力発電所（陸上小型、北海道檜山エリア）などの系統連系を完了した発電所から売電収入を収受しています。当連結会計年度中には、花畑太陽光発電所の一部区画（2020年11月連系、初年度通期売電収入：約1.5億円見込）、角田市太陽光発電所（2021年3月連系、初年度通期売電収入：約7.5億円見込）、福島市大波太陽光発電所（2021年6月連系、初年度通期売電収入：約2.2億円見込）などが売電を開始しました。2021年2月には、株式会社BLESSの買収を通じて、神戸市に所在する発電所に係る権利を取得しております。自社保有化を更に推進するため、今後も発電所の取得を目的としたM&Aを積極的に活

用していく方針です。その他、大和町・大衡村太陽光発電所（2022年8月以降連系予定、初年度通期売電収入：約5.3億円見込）、河口湖太陽光発電所、蔵波太陽光発電所などの開発を計画的に進めてまいります。

売電収入のほか、O&M収入も安定収益源として定着しており、WWB株式会社の実績に加え、株式会社パローズエンジニアリングにおいて、落雷対策に効果のあるアース線配線、施設内カメラの設置によるセキュリティの確保、RPAシステムを通じた異常点探知等のシステム完備により、本事業を引き続き推進しました。

海外事業においては、ベトナム、台湾、カンボジア等、東南アジアの旺盛な電力需要に対して、現地企業との合弁等による事業参画のほか、環境省が実施する2019年度「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism:JCM）資金支援事業のうち設備補助事業²⁾」の公募案件の採択を受けて、カンボジア国内において日本政府協力の下、WWB株式会社は本案件を推進する予定です。その他、物販事業としてパネル、PCSなどの太陽光発電設備の販売、災害時の非常用電源等に利用可能なポータブルバッテリー「楽でんくん」、産業用及び住宅用蓄電池の販売などを推進しました。

以上の結果、売上高は5,311百万円（前期比15.0%減）、セグメント利益は1,005百万円（前期比23.1%増）となりました。

2. 太陽光パネル製造事業

世界の太陽光パネル製造市場は、その上位を中国企業が占めるなかで、ベトナム法人のVSUN社は、日系資本の世界的な太陽光パネルメーカーとして稀有な存在となっています。当社グループ内に、自動生産ラインを完備する太陽光パネルの製造機能を保有することは、太陽光発電に係るグローバルなサプライチェーンを形成し、垂直統合型のワンストップソリューションを展開するうえで、大きな強みとなっています。

VSUN社は、ベトナムのほか日本、ドイツ、中国、米国等に支社機能を有する拠点を持ち、グリーンエネルギーの世界的な需要拡大を受けて、主に産業用、家庭用太陽光パネルの欧州向け販売により業績を拡大させ、近年では米国市場への販売も伸長しています。VSUN社のパネル製造能力を更に高めるため、本年5月には、第3工場の設備投資の実行を決議致しました（年間生産能力1GW、総投資予定額12百万米ドル）。

2021年5月以降のベトナム現地における新型コロナウイルス感染症拡大の影響については前記の通りであり、工場稼働や製品出荷等の制限を受けながらも、当社グループの連結会計上、当第2四半期の期首からVSUN社を新規連結したことに伴い、当社グループの連結経営成績に対する大きな業績寄与となっております。

以上の結果、売上高は21,013百万円、セグメント利益は731百万円となりました。なお、太陽光パネル製造事業は新規セグメントのため、前年同期の記載はございません。

3. IT事業

企業によるDX投資の本格化がIT市場の成長を支えるなか、5Gサービス、クラウドを活用したSaaSが注目を集めるほか、IoT浸透により集められたビッグデータをAIで解析し、業務効率や予測精度を向上させ単純作業の効率化、人間への提案へ転化するなど、新たな事業機会が創出されております。

このようなIT市場の急速な変化に対応するため、当社グループのAbit株式会社では、ナレッジ（情報・知識・経験）の共有や業務プロセスの再構築を通じた労働生産性の向上を目的とした自社製品「KnowledgeMarket®」、Microsoft パートナーとしてMicrosoft 365を活用したDX支援サービス、その他RPA製品を活用した効率化・省力化サービス等を提供した他、IoTを駆使したデータ計測から最適解を導出する支援などを実施致しました。

また、グリーンエネルギーの供給やRE100推進等に関連したSDGsを志向する企業や自治体等からのニーズについては、当社グループのグリーンエネルギー事業、ヘルスケア関連事業との連携を図りつつ事業を推進致しました。

以上の結果、売上高は61百万円(前期比5.2%増)、セグメント利益は16百万円(前年同期はセグメント損失40百万円)となりました。

4. 光触媒事業

光触媒の市場では、可視光を吸収して接触する有害物質などを分解する可視光応答形光触媒による新型コロナウイルスの不活化が確認されたとの報道があるなど、感染症対策における光触媒への期待が高まっています。これまで一般消費者向けの市場にはあまり見られなかった光触媒を用いた抗菌・抗ウイルス製品「blocKIN」[※]の市場投入に続き、銀イオンを配合したハイライン製品

「blocKINハイパー」の取扱いなどを開始しました。

また、九州地方を始めとするテレビ放送、CS・BS放送、Webサイトのリニューアル等により販促・広報活動を積極的に実施したほか、初めて光触媒抗菌・抗ウイルス事業に従事される方へのトレーニング体制を完備した感染症対策としての「光触媒LIFE」事業を更に推進し、FC加盟、代理店募集を強化しました。また、ホテル施設をご利用されるお客様がさらに安心いただけるよう、抗菌・抗ウイルス、美観維持の対策として、(北海道)「グランドブリッセンホテル定山溪」の全客室、共用部、及びホテル外装への光触媒コーティング導入の受注を受けて、光触媒施工を鋭意実施致しました。

以上の結果、売上高177百万円(前期比57.0%増)、セグメント利益32百万円(前年同期はセグメント損失6百万円)となりました。

(文中注釈)

- *1 パリ協定とは、京都議定書に代わる地球温暖化対策の国際ルール。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く保つと共に、1.5度以内に抑える努力をすることを目標に掲げている。
- *2 SDGs とは、2015年に国連において全会一致で採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことであり、2030年を目標年度とする国際的な共通目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。
- *3 カーボンニュートラルとは、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを減少させ、森林による吸収などを考慮して算出される実質的な排出量をゼロにすることをいう。世界各国でカーボンニュートラルが宣言されるなか、日本政府は2020年10月、積極的な温暖化対策が産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長に繋がるとして、2050年カーボンニュートラルを宣言した。
- *4 「二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM) 資金支援事業のうち設備補助事業」とは、優れた低炭素技術等を活用し、途上国における温室効果ガス排出量を削減する事業を実施し、測定・報告・検証 (MRV) を行う事業をいう。途上国における温室効果ガスの削減と共に、JCMを通じて我が国及びパートナー国の温室効果ガスの排出削減目標の達成を目的に優れた低炭素技術等の初期投資費用の2分の1を上限として補助され

る。

*5 「blocKIN」に関する抗菌・抗ウイルス効果は99.9%。光触媒の働きにより、菌・ウイルス成分を分解・除去、消臭効果のほか、花粉にも作用して付着物近くの空間を浄化するなど、一般的な消毒剤とは異なる製品特性を有する。

(SDGsに関する取組みについて)

当社グループは、「安全・安心」でクリーンなエネルギーを提供し続けることを通じて、SDGs 7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）、SDGs11（住み続けられるまちづくりを）、SDGs13（気候変動に具体的な対策を）への貢献にコミットしています。また、光触媒事業等により、SDGs 3（すべての人に健康と福祉を）についても積極的に取り組んでおります。当社グループのSDGsに関する近年の主な取り組みは、以下の通りです。

- ・再生可能エネルギーに係る国内・海外の事業実績：設備容量3,440MW、CO₂排出削減量約200万トン（販売、管理、開発予定及び自社製造を含む）。
- ・台風災害による停電発生を受け、持ち運び可能な折り畳み式モジュールをセットしたポータブルバッテリー「楽でんくん」を自社開発、「防災製品等推奨品マーク」を取得。熊本県人吉市、宮崎県えびの市、小林市、宮城県角田市等へ寄贈。
- ・パネルのリサイクル、リユースに関する取扱い開始。
- ・バングラデシュのインフラ整備のため、コロナ禍において、WWB株式会社が取扱う建設機械を現地へ投入。（2020年10月以降）
- ・福島第一原発事故の発生時に寄贈協力を行った三一重工製、大型コンクリートポンプ車（大キリン）の交換部品の無償提供及び技術協力を実施（現在も稼働可能）。
- ・金融機関と共同で営む活動として、発行額の一部が地域の学校、医療機関、環境保護団体等へ寄付される仕組みのSDGs私募債、CSR私募債を発行。
- ・日本光触媒センター株式会社は、抗菌・抗ウイルス製品「blocKIN」に銀イオンを配合、抗菌・消臭効果を更に高めた製品「blocKINハイパー」の取扱いを開始。
- ・SDGs専門家を社外役員として登用（SDGsに係る研究論文、教育研修等）。

- ・日本医師会、品川区、武雄市、吹田市などへ一般用マスクを寄付（計30万枚超）、医療機関及び関係者へKN95マスクを寄付（計2万枚超）、中国武漢市からの日本人帰国にご尽力された勝浦ホテル三日月様へ「blocKIN」を寄付。
- ・SDGs関連団体への加盟として、（外務省） JAPAN SDGs Action Platform、（内閣府） 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム、（JCLP） 日本気候リーダーズ・パートナーシップ賛助会員ほか。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は6,290百万円となりました。

その主なものは、自社保有発電所の取得5,103百万円及びパネル製造設備の取得1,185百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に太陽光発電所の設備投資を目的として、長期借入金3,176百万円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社孫会社であるVW合同会社と当社子会社であるWWB株式会社は2021年1月31日付でWWB株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社子会社WWB株式会社が同社の持分法適用関連会社であるFUJI SOLAR株式会社の株式の追加取得し、同時にVietnam Sunergy Joint Stock Company（以下、「VSUN」）の株式を間接的に取得する事で、FUJI SOLAR株式会社については連結子会社化、VSUNについては特定子会社化いたしました。

当社子会社株式会社バローズは株式会社BLESSの株式を取得し子会社化いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年 6 月期)	第 20 期 (2019年 6 月期)	第 21 期 (2020年 6 月期)	第 22 期 (当連結会計年度 (2021年 6 月期))
売 上 高(百万円)	7,300	5,984	6,678	26,901
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	756	316	211	537
1株当たり当期純利益(円)	145.92	61.16	40.91	102.63
総 資 産(百万円)	7,188	10,985	14,764	39,388
純 資 産(百万円)	1,815	2,032	2,159	4,777
1株当たり純資産額(円)	340.61	381.44	404.97	754.87

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年 6 月期)	第 20 期 (2019年 6 月期)	第 21 期 (2020年 6 月期)	第 22 期 (当事業年度) (2021年 6 月期)
売 上 高(百万円)	164	265	398	395
当期純利益又は当期純 損失(△)(百万円)	525	33	△19	0
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	101.34	6.46	△3.69	0.19
総 資 産(百万円)	2,269	2,121	1,800	2,527
純 資 産(百万円)	1,350	1,278	1,174	1,341
1株当たり純資産額(円)	259.91	246.68	226.55	250.24

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
W W B 株式会社	100百万円	100	建機販売事業及びグリーンエネルギー事業
株式会社パローズ	100百万円	99.9	グリーンエネルギー事業
株式会社パローズ エンジニアリング	9百万円	99.9	グリーンエネルギー事業
山陽パワー合同会社	0.2百万円	51	グリーンエネルギー事業
東北サイエンス 株式会社	10百万円	51	太陽電池の研究開発及びグリーンエネルギー事業
合同会社WWBソーラー01	0.1百万円	100	グリーンエネルギー事業
合同会社WWBソーラー02	0.2百万円	100	グリーンエネルギー事業
合同会社 角田電燃開発	0.05百万円	100	グリーンエネルギー事業
角田電燃開発匿名組合事業	-	100	グリーンエネルギー事業
日本光触媒センター株式会社	100百万円	93.25	光触媒酸化チタンコーティング剤とそれを利用した製品の製造販売事業
Win Power Ltd.	1.5百万円	100	バングラデシュ国での建機販売及びレンタル事業
A bit 株式会社	100百万円	100	IT事業
合同会社WWBウィンドファーム	0.1百万円	100	グリーンエネルギー事業
Vietnam Sunergy Joint Stock Company	883百万円	51	太陽光パネル製造販売業
株式会社 BLESS	7百万円	100	グリーンエネルギー事業

③ その他

前事業年度において、当社孫会社であったVW合同会社は2021年1月31日付で当社子会社であるWWB株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。

当社子会社WVB株式会社が同社の持分法適用関連会社であるFUJI SOLAR株式会社の株式の追加取得し、同時にVietnam Sunergy Joint Stock Company（以下、「VSUN」）の株式を間接的に取得する事で、FUJI SOLAR株式会社については連結子会社化、VSUNについては特定子会社化いたしました。

当社子会社株式会社バローズは株式会社BLESSの株式を取得し子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、再生可能エネルギー分野の中核的なグローバル企業を目指し、2030年までに国内と海外を合わせて保有発電容量1GW、及び太陽光パネル製造事業において、2030年（年間）製造目標8GWを中長期の事業目標としています。本目標を達成するため、下記事項を対処すべき課題と捉えていますが、ESG、SDGsの観点を経営に取入れ、各施策の推進によりまして、グループ全体の持続的成長に基づく企業価値の向上を図ります。

1. 発電所の自社保有化による安定収益の確保

近年、今後も経営基盤を安定化させるべく、売電収入に基づく安定収益、キャッシュ・フロー確保のため、低圧発電所を含め完成後も発電所を継続保有するストック型モデルへの転換を進めてきましたが、今後も計画的な推進を予定しています。自社保有と稼働後の運営効率化をスピーディーに実行するため、財務戦略の多様性を図ると共に、再生可能エネルギー関連企業に対するM&Aの検討を継続的に行います。

2. 海外製造拠点の運営、及び適切なリスク管理に基づく海外投資の検討

太陽光パネルの製造販売を営むベトナムのVSUNについて、ベトナム現地における新型コロナウイルス感染症の影響が発生した場合、製造から出荷に至る一連のオペレーションを維持管理するため、当社グループとして最大限の支援策を講じてまいります。また、海外投資案件の検討においても、コロナ禍の影響をリスク要因として考慮のうえ、適切なリスク管理に基づく個別案件の検討を慎重に行っていく方針です。

3. 新規事業の計画的推進

将来の成長性と事業化による収益化を見込む新規事業を育成すべき課題について、卒FIT戦略としての第三者保有、PPAモデル、自家消費型太陽光発電（蓄電池設置含む）、蓄電池、風力開発、ESCO事業など、再生可能エネルギー分野における新たな事業機会に対し、各事業の着実な実現と今後の事業拡大を図ってまいります。

4. ガバナンス体制、及び内部統制の充実・強化

当社グループでは、ESGの各指標を経営に取り入れ、監査等委員会設置会社への移行、社外取締役の登用、SDGs専門家の招聘など、取締役会の機能発揮を図り、グループ全体のガバナンス体制に係る継続的な強化に取り組んでおります。ESG要素を含む中長期的な持続可能性が重要な経営課題であるとの認識に立ち、すべてのステークホルダーへ積極的な情報開示を行います。

当社グループは、上記の課題を克服すると共に、グループ全体の更なる業績向上を図ることにより、企業価値の拡大を目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後もお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社グループは、太陽光発電システムの仕入・販売・発電に関するグリーンエネルギー事業、太陽光パネル製造・販売事業、建設機械の仕入・販売・レンタルに係る事業、光触媒酸化チタンコーティング剤とそれを利用した製品の製造販売に係る光触媒事業及びソフトウェアライセンス販売、システム構築、その他付帯サービス提供に関するIT事業を主要な事業として行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年6月30日現在)

当 社	本社：東京都品川区
W W B 株 式 会 社	本社：東京都品川区
株 式 会 社 バ ロ ー ズ	本社：大阪府吹田市
株 式 会 社 バ ロ ー ズ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	本社：大阪府吹田市
Vietnam Sunergy Joint Stock Company	本社：ベトナム バクジャン省

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
太陽光パネル製造事業	803 (0) 名	—(注1)
グリーンエネルギー事業	51 (5) 名	15名増 (7名増)
IT事業	2 (0) 名	—(注2)
光触媒事業	7 (1) 名	3名増 (1名増) (注3)
全社(共通)	15 (2) 名	—(注4)
合計	878 (8) 名	18名増 (8名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

- 2021年6月期第3四半期報告書よりセグメント情報が変更になっており新規のセグメントになります。
- 2019年10月にIT事業を分社化しております。
- 従来「その他」セグメントに区分されていたチタンコーティング剤とその製品の製造販売を行っている事業になります。
- IT事業を分社化したことにより、従来IT事業に含めていた当社従業員を別セグメントとしたものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15 (2) 名	0 名 (0名)	48.69 歳	4.3 年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,114百万円
Military Commercial Joint Stock Bank (v)	1,321百万円
Joint Stock Bank for Investment and Development of Vietnam (iii)	1,247百万円
Vietnam Maritime Commercial Joint Stock Bank (vi)	925百万円
株式会社紀陽銀行	794百万円
Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade (iv)	794百万円
株式会社千葉銀行	793百万円
株式会社七十七銀行	700百万円
株式会社徳島大正銀行	521百万円
Vietnam Technological and Commercial Joint Stock Bank (ii)	474百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

① 発行可能株式総数 12,937,600株

② 発行済株式の総数 5,333,911株

(注)ストック・オプションの行使ならびに第三者割当増資により、発行済株式の総数は138,400株増加しております。

③ 株主数 4,563名

④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
龍 潤 生	1,806,150株	34.03%
田 中 龍 平	230,000	4.33
有限会社飯塚フューチャーデザイン	214,500	4.04
FBC インベストメント株式会社	200,000	3.76
日 野 豊	156,800	2.95
山 下 清	145,250	2.73
巖 平 志 郎	93,350	1.75
株 式 会 社 神 宮 館	92,400	1.74
飯 塚 芳 枝	55,800	1.05
下 中 佳 生	50,000	0.94

(注) 持株比率は自己株式(27,343株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2018年2月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数：
740個
- ・新株予約権の目的となる株式の数：
74,000株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額：
1個当たり1,200円
- ・新株予約権行使時の払込金額：
1個当たり70,000円(1株当たり700円)

- ・新株予約権を行使することができる期間：

2018年10月1日～2021年9月30日

- ・新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2018年6月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における営業利益が810百万円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	740個	74,000株	1人

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2021年1月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数：

45,881個

- ・新株予約権の目的となる株式の数：

45,881株(新株予約権1個につき普通株式1株)

- ・新株予約権の払込金額：

無償とする

- ・新株予約権行使時の払込金額：

1個当たり3,900円(1株当たり3,900円)

- ・新株予約権を行使することができる期間：

2024年1月29日～2031年1月28日

・新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(5) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	7,091個	7,091株	11人
子会社の役員 及び使用人	37,289個	37,289株	49人

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年 6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	光 行 康 明	WWB株式会社取締役 株式会社バローズ取締役 株式会社バローズエンジニアリング取締役
取 締 役	龍 潤 生	グループ戦略担当 WWB株式会社代表取締役 株式会社バローズ代表取締役 株式会社バローズエンジニアリング代表取締役 日本光触媒センター株式会社代表取締役 VIETNAM SUNERGY COMPANY LIMITED Chairman of the Board
取締役監査等委員	佐 伯 英 隆	京都大学公共政策大学院名誉フェロー 株式会社イリス経済研究所代表取締役 中小企業ホールディングス株式会社社外取締役
取締役監査等委員	日 下 部 笑 美 子	オープン・シティ研究所共同代表
取締役監査等委員	六 川 浩 明	小笠原六川国際総合法律事務所代表パートナー 東京都立産業技術大学院大学講師 株式会社青山財産ネットワークス社外監査役 株式会社夢真ビーネックスグループ社外監査役 株式会社ツナグ・グループ・ホールディングス社外取締役 株式会社オウケイウェイブ社外監査役 WWB株式会社監査役 Abit株式会社監査役
取締役監査等委員	若 杉 武 治	WWB株式会社監査役 Abit株式会社監査役

- (注) 1. 取締役佐伯英隆氏、日下部笑美子氏、六川浩明氏及び若杉武治氏は、社外取締役であります。なお、当社は佐伯英隆氏、日下部笑美子氏及び若杉武治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社においては、監査等委員と内部監査室の連携に基づき、内部統制システムを活用した監査を実施しており、監査等委員による監査の実効性は確保されていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役横地美紀氏、監査役西本成夫氏及び四方田康博氏は任期満了のため、第21回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （3）	46百万円 （3）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4）	8百万円 （8）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3）	4百万円 （4）
合計 （うち社外役員）	12名 （10）	59百万円 （15）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年9月28日開催の第21回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該取締役（監査等委員を除く）は2名となります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年9月28日開催の第21回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該取締役（監査等委員）は4名となります。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年9月26日開催の第20回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該監査役は3名となります。

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを原則とするが、当社の業績向上次第により、業績連動報酬等を取り入れることを視野に入れるものとする。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針は取締役会において決議するものとする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

現在、当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを原則とするが、当社の業績向上次第により、業績連動報酬等を取り入れることを視野に入れるものとする。

今後、近い将来の時期に、当社の業務執行取締役の報酬として業績連動報酬等を取り入れる際には、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を示す各種指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとする。

目標となる業績指標とその値は、各年度の計画等の策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて、見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを原則とするが、当社の業績向上次第により、業績連動報酬等を取り入れることを視野に入れるものとする。

業務執行取締役の業績連動報酬等を採用する場合には、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の業務執行取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長光行康明がその具体的内容について委任を受けることができるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

代表取締役社長に権限を一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したものであります。

6. 当事業年度の取締役会の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、上述の方針にもとづき代表取締役が決定を行っていることから、取締役会はその決定内容は方針に沿うものであると判断しております。

③ 役員等賠償責任保険契約(D&O保険)に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社および当社子会社の取締役ならびに監査役であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる株主代表訴訟ならびに第三者訴訟の損害を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役

ならびに監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）佐伯英隆氏は、京都大学公共政策大学院名誉フェロー、株式会社イリス経済研究所代表取締役、中小企業ホールディングス株式会社社外取締役であります。京都大学公共政策大学院、株式会社イリス経済研究所、中小企業ホールディングス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）日下部笑美子氏はオープン・シティ研究所共同代表であります。オープン・シティ研究所と当社との間には特別な関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）六川浩明氏は小笠原六川国際総合法律事務所代表パートナー、東京都立産業技術大学院大学講師、株式会社青山財産ネットワークス社外監査役、株式会社夢真ビーネックスグループ社外監査役、株式会社ツナググループ・ホールディングス社外取締役、株式会社オウケイウェイブ社外監査役であります。当社と小笠原六川国際総合法律事務所は顧問契約を結んでおります。東京都立産業技術大学院大学、株式会社青山財産ネットワークス、株式会社夢真ビーネックスグループ、株式会社ツナググループ・ホールディングス、株式会社オウケイウェイブと当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）若杉武治氏及び六川浩明氏は、WWB株式会社、Abit株式会社の監査役であります。WWB株式会社及びAbit株式会社は当社の子会社であります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役 (監査等委員)	佐伯 英隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、監査等委員会として開催された8回のうち、7回に出席いたしました。通商産業省(現経済産業省)の幹部公務員及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループが事業経営の透明性と客観性向上を推進するにあたり、持続的な企業価値の向上を推し進めるための見地から適切な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	日下部 笑美子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、監査等委員会として開催された8回のうち、8回に出席いたしました。長期に亘る海外滞在〔ワシントン9年、ロンドン15年(滞在中にLSE及びUCLで修士・博士号取得)〕のなかで、国連等の国際機関からの各種パネリストを務めるとともに、ソーシャルキャピタルやSDGsの視点からの地球環境の考察論文等を発表するなど、豊かな国際経験/感覚や客観的な洞察力から、当社グループの中長期的な企業価値のための助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	六川 浩明	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち、9回に出席し、監査等委員会として開催された8回のうち、7回に出席いたしました。長きに亘り弁護士として国内外での企業法務における豊富な経験と複数の要職で培われた幅広い見識に基づき、経営に対する有益な助言と法律面における専門的知見から、議案審議等に必要な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	若杉 武治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、11回に出席し、監査等委員会として開催された8回のうち、8回に出席いたしました。これまで企業経営に関与した経験が豊富であり、当社の経営に関して常に客観的な視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、元監査役として当社の経理システムならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が14回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と佐伯英隆氏、日下部笑美子氏、六川浩明氏、若杉武治氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社及び子会社は、会社法及び施行規則並びに金融商品取引法に基づき、当社及び子会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制」という）『及びその運用状況』を以下のとおり整備しております。

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び子会社においては、企業の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社及び子会社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの遵守及び反社会的勢力排除のための基本方針の策定等により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
- ロ. 当社及び子会社の役員は、この実践のため経営理念及び行動規範に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
- ハ. 法令・定款等のコンプライアンスについては、管理部門責任者が責任者となり、当社グループの組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

② 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び子会社は、経営理念、行動規範の実践的運用と徹底を行う体制を構築するとともに、反社会的勢力排除の基本方針を遵守する体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行を担当する取締役に、従業員に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
- ロ. 当社及び子会社の役員・従業員は、当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、管理部門責任者または代表取締役に報告するものとする。管理部門責任者は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。
- ハ. 法令違反を未然に防ぐため、コンプライアンス・ホットラインとして「内部通報制度」を整備し全従業員への周知を図る。当該内部通報制度は、監査等委員である取締役を通報先とし、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- ニ. 重要な通報については、その内容と会社の対応状況・結果について、適切に当社グループの役員・従業員に開示し、周知徹底する。
- ホ. 代表取締役は、内部監査部門を統括する。内部監査部門は、代表取締役の指示に基づいて、業務執行状況の内部監査を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役は、職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、社内規程に基づいて、それぞれの担当職務に従い適切に保存かつ管理する。
 - 1) 株主総会議事録と関連資料
 - 2) 取締役会議事録と関連資料
 - 3) 取締役会が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
 - 4) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - 5) その他取締役の職務に関する重要な文書
- ロ. 管理部門責任者は、上記イ.における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者（以下「統制監視責任者」という）となる。
- ハ. 統制監視責任者の業務執行を円滑に行うため、必要に応じて社外の弁護士に助言を求める。
- ニ. 上記イ.に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

④ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社及び子会社の取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、常勤取締役に対して、経営会議において決定された施策の実践的運用を委嘱する。
- ロ. 当社及び子会社の経営会議において、当社グループの組織横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
- ハ. 経営計画の執行の最高責任者である代表取締役は、経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクのアセスメントを行い、当社及び子会社の取締役会等における経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
- ニ. 上記の他、天災や不祥事等のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。

⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社及び子会社の取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、当社の取締役のうち1名以上は社外取締役とし、子会社についても、重要度及び支配比率等に鑑み、社外取締役の選任を検討する。
- ロ. 当社及び子会社の取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づいて、代表取締

役及び各業務担当取締役は業務の執行を行わせる。

- ハ. 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程及び職務権限規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。
- ニ. 当社の取締役会は、当社グループ全体について統括をし、その事業計画の効率的な運営と監視・監督の体制の整備を行う。

⑥ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な、規範・規則を当社グループの規程として整備する。
- ロ. 当社グループの業務執行の状況については、定期的に取締役会または経営会議に報告されるものとする。
- ハ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、随時子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
- ニ. 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものでなければならない。
- ホ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには代表取締役がグループ各社の取締役に對し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について指導することを含む。
- ヘ. 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じて取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

- ト. 監査等委員が、監査等委員自らまたは監査等委員会を通じて当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携等の確な体制を構築する。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告の基本方針」を定める。
- ⑧ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の業務執行取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて監査等委員の業務補助のための監査スタッフを置く。
- ロ. 業務執行取締役からの独立性を確保するため、監査スタッフの人事については、業務執行取締役は監査等委員の意見を尊重する。
- ハ. 監査スタッフは、監査等委員の業務を補助するに際しては、専ら監査等委員の指揮命令に従うものとする。
- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ロ. 当社及び子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員に対して報告を行う。
- 1) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - 2) 会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - 3) 社内外への環境、安全、衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - 4) 行動規範への違反で重大なもの
 - 5) その他上記1)～4)に準じる事項
- ハ. 当社及び子会社の役員・従業員は、監査等委員が当社事業の報告を求めた場合、または監査等委員が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ニ. 当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、その報告者に対し、報告を理由とした不利な取扱いは行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットラインとして規程に定めて徹底する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
 - ロ. 監査等委員である取締役の過半数は社外取締役とし、会社のガバナンスを実効あらしめ、かつ、対外的な透明性を担保する。
 - ハ. 監査等委員は、代表取締役との定期的な意見交換を持つこととし、また内部監査部門と密接な連携を保つ。さらに、監査等委員は、会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
 - ニ. 監査等委員会は、独自に意見形成をするため、また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができる。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制の整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、当社グループの全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率面にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、事業及び財務の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業の特性を理解し、かつ、コンプライアンス遵守の精神に基づいたコーポレート・ガバナンス構築の重要性を理解し、その上で、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の確保を維持出来るものでなければならぬと考えております。

現時点では特別な企業防衛策は導入いたしていませんが、事業及び財務の方針の決定を支配する者が、基本方針に反する者である場合には、人材の流出、顧客の離反、その他社会的信用の失墜等により事業の継続が困難となり、当社グループの企業価値を毀損するものと思われ、それ自体が株主共同の利益を損なう不当な企業買収に対する抑止力として働くものと考えております。引き続き当社グループを取り巻く社会情勢等を注視しつつ有効的な企業防衛策の導入について検討してまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しております。当社配当政策の基本方針としては、経営成績及び財政状態を勘案し、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、柔軟な対応をとってまいります。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,537	流 動 負 債	26,212
現金及び預金	4,722	買掛金	5,058
受取手形及び売掛金	1,312	短期借入金	6,499
商品及び製品	6,480	1年内返済予定の長期借入金	869
販売用不動産	365	1年内償還予定の社債	102
仕掛品	4,462	リース債務	2
原材料及び貯蔵品	5	未払金	4,148
未収入金	2,638	未払法人税等	588
その他	2,551	前受金	4,672
貸倒引当金	△1	1年内返済予定の長期割賦未払金	2,384
固 定 資 産	16,835	賞与引当金	30
有形固定資産	15,201	その他	1,854
建物及び構築物	306	固 定 負 債	8,398
機械装置及び運搬具	12,133	社 債	116
土地	1,332	長期借入金	6,105
リース資産	5	リース債務	79
建設仮勘定	1,331	繰延税金負債	128
その他	91	退職給付に係る負債	0
無形固定資産	365	長期割賦未払金	1,828
のれん	332	長期未払金	2
その他	32	その他	136
投資その他の資産	1,268	負 債 合 計	34,611
投資有価証券	206	純 資 産 の 部	
長期貸付金	41	株 主 資 本	3,953
繰延税金資産	434	資 本 金	825
その他	662	資 本 剰 余 金	229
貸倒引当金	△76	利 益 剰 余 金	2,919
繰 延 資 産	16	自 己 株 式	△21
開業費	13	その他の包括利益累計額	52
社債発行費	2	為替換算調整勘定	52
		新株予約権	13
		非支配株主持分	758
		純 資 産 合 計	4,777
資 産 合 計	39,388	負 債 純 資 産 合 計	39,388

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,901
売上原価		22,112
売上総利益		4,788
販売費及び一般管理費		3,427
営業利益		1,361
営業外収益		
受取利息	3	
持分法による投資利益	19	
為替差益	133	
受取保険金	33	
受取遅延損害金	38	
持分法による投資利益	19	
その他	147	376
営業外費用		
支払利息	317	
その他	150	468
経常利益		1,269
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
特別損失		
投資有価証券売却損	16	16
税金等調整前当期純利益		1,255
法人税、住民税及び事業税	675	
法人税等調整額	△352	323
当期純利益		931
非支配株主に帰属する当期純利益		394
親会社株主に帰属する当期純利益		537

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包 括利益累計 額 為替換算 調整勘定	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 利 余 金	本 利 余 金	益 余 金	自己株式				
当連結会計年度期首残高	702	47	1,368	△21	2,096	△3	3	63	2,159
当連結会計年度変動額									
新株の発行	112	112			224				224
新株の発行（新株予 約権の行使）	10	10			21				21
剰 余 金 の 配 当			△88		△88				△88
親会社株主に帰属する 当期純利益			537		537				537
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0				△0
連結範囲の変更に伴う剰余金増加額		60	1,102		1,162				1,162
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)						56	10	694	761
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	122	182	1,551	△0	1,856	56	10	694	2,618
当連結会計年度末残高	825	229	2,919	△21	3,953	52	13	758	4,777

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,067	流 動 負 債	871
現金及び預金	143	一年内返済予定の長期借入金	160
売 掛 金	61	一年内償還予定の社債	36
前 払 費 用	4	リ ー ス 債 務	1
関係会社未収入金	845	未 払 金	32
そ の 他	12	未 払 費 用	4
		未 払 法 人 税 等	254
固 定 資 産	1,458	預 り 金	2
有 形 固 定 資 産	207	賞 与 引 当 金	7
工具器具及び備品	0	関係会社未払金	366
リ ー ス 資 産	5	そ の 他	5
土 地	202	固 定 負 債	313
無 形 固 定 資 産	20	長 期 借 入 金	246
ソ フ ト ウ ェ ア	9	リ ー ス 債 務	4
ソフトウェア仮勘定	11	預 り 敷 金 保 証 金	62
そ の 他	0		
投資その他の資産	1,229	負 債 合 計	1,185
関係会社株式	258	株 主 資 本	1,327
出 資 金	0	資 本 金	825
長期前払費用	11	資 本 剰 余 金	169
繰延税金資産	4	資 本 準 備 金	169
敷金及び保証金	28	利 益 剰 余 金	354
関係会社長期貸付金	926	利 益 準 備 金	42
そ の 他	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	311
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	311
		自 己 株 式	△21
繰 延 資 産	0	新 株 予 約 権	13
社 債 発 行 費	0	純 資 産 合 計	1,341
資 産 合 計	2,527	負 債 純 資 産 合 計	2,527

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	395
売 上 総 利 益	395
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	372
営 業 利 益	22
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	0
受 取 給 付 金	2
受 取 出 向 料	2
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6
支 払 手 数 料	13
そ の 他	3
経 常 利 益	3
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1
税 引 前 当 期 純 利 益	5
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7
法 人 税 等 調 整 額	△3
当 期 純 利 益	0

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						新株予約権	純 資 産 合 計		
	資 本 金	資 剩 余 本 金		利 益 剩 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	本 金	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	702	47	37	404	442	△21	1,170	3	1,174	
当 事 業 年 度 中 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	10	10					21		21	
新 株 の 発 行 (第三者割当増資)	112	112					224		224	
剰余金の配当				△93	△93		△93		△93	
利益準備金の積立			5		5		5		5	
当 期 純 利 益				0	0		0		0	
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0		△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								10	10	
当 事 業 年 度 中 変 動 額 合 計	122	122	5	△92	△87	△0	156	10	167	
当 期 末 残 高	825	169	42	311	354	△21	1,327	13	1,341	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

Abalance株式会社

取締役会 御中

アス力監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 今井修二 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤昌久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Abalance株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Abalance株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

Abalance株式会社

取締役会 御中

アス力監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

今井修二 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤昌久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Abalance株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査をいたしました。その方法及び結果につきまして以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は会社法第399条第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を維持し、かつ、定期的な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月23日

Abalance株式会社 監査等委員会

議 長 佐 伯 英 隆 ⑩

監 査 等 委 員 日 下 部 笑 美 子 ⑩

監 査 等 委 員 六 川 浩 明 ⑩

監 査 等 委 員 若 杉 武 治 ⑩

監査等委員会議長 佐伯英隆及び監査等委員 日下部笑美子、六川浩明、若杉武治は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとして認識しております。配当政策につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて、継続的かつ安定的に利益配分する方針であり、具体的には、各期の経営成績の状況等を勘案し、株主の皆様への利益還元を行って参ります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金7円を含め、1株につき17円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額53,065,680円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月29日

第2号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

監査等委員でない取締役全員(2名)は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役2名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>みつ ゆき やす あき 光 行 康 明 (1951年1月4日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">再任</p>	<p>1974年4月 株式会社日本興業銀行入行 2000年6月 同行考査部長 2005年1月 大新東株式会社専務取締役就任 2009年6月 シダックス株式会社取締役就任 2011年1月 SFPダイニング株式会社取締役就任 2011年10月 同社常務取締役就任 2013年1月 同社取締役副社長就任 2016年6月 株式会社江戸一社外取締役就任 2017年9月 株式会社ノバレーゼ社外監査役就任 2018年9月 当社代表取締役社長就任(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] WWB株式会社取締役、株式会社パローズ取締役、株式会社パローズエンジニアリング取締役</p>	4,800株
<p>[取締役候補者とした理由] 光行康明氏は、複数事業会社の要職を経て当社の取締役に就任し、取締役として十分な実績を有しており、今後もこの経験を当社経営に活かすことができると判断し、あらためて選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>りゅう じゅん せい 龍 潤 生 (1971年10月21日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">再任</p>	<p>2003年2月 J-TEC有限会社設立代表取締役就任 2006年6月 WWB株式会社設立代表取締役就任(現任) 2011年11月 当社代表取締役就任 2016年9月 当社取締役就任グループ戦略担当(現任) 2017年3月 株式会社パローズ代表取締役(現任) 2017年3月 株式会社パローズエンジニアリング代表取締役(現任) 2019年1月 日本光触媒センター株式会社代表取締役就任(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] WWB株式会社代表取締役、株式会社パローズ代表取締役、株式会社パローズエンジニアリング代表取締役、日本光触媒センター株式会社代表取締役、VIETNAM SUNERGY COMPANY LIMITED Chairman of the Board</p>	1,806,150株
<p>[取締役候補者とした理由] 龍潤生氏は、当社の取締役としての十分な実績を有しており、今後もこの経験を当社経営に活かすことができると判断し、あらためて選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求が為されたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である若杉武治氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p>ほん ま まする 本 間 勝 (1953年4月27日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">新任 社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">独立役員</div>	1976年4月 大蔵省(現財務省)入省	0株
	1986年7月 銀行局検査部管理課筆頭課長補佐	
	1989年7月 東京国税局直税部筆頭次長	
	1990年7月 外務省在ハンガリー日本大使館経済班長	
	1993年8月 ボーランド共和国大蔵大臣顧問で出向	
	1995年7月 経済協力開発機構(OECD)・域外国金融改革支援班長	
	1998年7月 大蔵省関東財務局総務部長	
	1998年12月 金融監督庁監督部参事官兼首席広報官	
	1999年7月 金融監督庁検査局総務課長	
	2000年7月 預金保険機構総務部長	
	2002年7月 欧州復興開発銀行(EBRD)中央アジア局長(UzKDB銀行及びUzbek Leasingの社外取締役を兼務)	
	2014年2月 財務省大臣官房審議官(大臣官房担当)	
	2014年4月 欧州復興開発銀行中央アジア・モンゴル局長(Seal Mag社外取締役を兼務)	
	2016年5月 欧州復興開発銀行東京事務所長(2018年4月まで)	
[重要な兼職の状況]		
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]		
本間 勝氏は、大蔵省(現財務省)入省以来、官僚として金融政策に精通され、また豊富な海外経験と幅広い見識を有していることから、当社グループが更に一層の海外展開に注力していくなか、業務執行を監督する適切な人材であると考え、監査等委員である社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 本間氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 本間 勝氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社と本間 勝氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、本間 勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求が為されたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート29階「ライトハウス」
Tel : 03-5460-4411(代)



●交通

東京モノレール「天王洲アイル駅」直結 中央改札出て右へ
りんかい線 「天王洲アイル駅」A出口 徒歩4分

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。